

コンプライアンス委員会規程

制定 平成21年2月27日

(目的)

第1条 株式会社湊町開発センターが将来に亘り健全な維持発展を果たすため、法令遵守をはじめ、企業倫理に則った適正な事業運営を行っていくことが必要不可欠であることから、コンプライアンスの確立に向けた取り組みを強力に推進することを目的として、コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) コンプライアンスの確立に向けた社内体制及びルールを整備等に関する事項
- (2) コンプライアンス違反の未然防止の取組み及び発生時の対応に関する事項
- (3) コンプライアンスの教育、啓発に関する事項
- (4) コンプライアンスに関する仕組みや体制の点検、評価、必要な是正に関する事項

(委員会の構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者で構成する。

委員長 社長

副委員長 委員長が指定した者

委員 上記以外の常勤取締役及び各部長

- 2 委員長は必要に応じて外部専門家を委員として加えることができる。
- 3 委員会は、委員長が招集し、原則として年1回開催する。ただし、必要な場合は臨時に開催する。
- 4 委員長は、会務を統括する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(推進体制等)

第4条 各部の所管業務に関するコンプライアンスの取組みを推進するため、各部に推進責任者を置き、各部長をもってあてる。

- 2 推進責任者が必要と認めた場合は、臨時に委員会を開催することを要請できるものとする。
- 3 委員会の事務局は総務部に置き、総務課長を事務局長とする。事務局長は委員会の運営をはじめコンプライアンス活動に関する事務を統括する。

(情報伝達)

第5条 コンプライアンス違反事象等の緊急事態が発生した場合は、事務局に遅滞なく報告するものとする。

- 2 事務局は情報を統括し、一元化した情報を関係箇所に報告する。

(監査役の出席)

第6条 監査役は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(関係社員の出席)

第7条 委員長は、必要あると認めるときは、関係社員の出席を求めることができる。

附則 この規程は、平成21年3月1日から施行する。